

障害者差別解消に向けた取組みについて（令和元年度までの取組み状況）

障害者差別解消法及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」の制定を受けた令和元年度までの取組み状況は次のとおりである。

1 相談体制の整備

（1）相談員の設置

- ・地域相談員（住民の身近な相談窓口） **条例第 10 条**
令和元年度末委託者数 1,486 名（平成 30 年度 1,381 名）
〔 身体・知的障害者相談員、精神障害者家族相談員、
精神障害者地域相談員養成研修受講者、民生委員・児童委員へ委託 〕
- ・広域専門相談員（より専門的な相談窓口） 2 名（県嘱託） **条例第 11 条**

（2）相談室の設置（県庁本館 1 階、広域専門相談員が対応）

- ・相談件数 令和元年度 91 件、うち差別に関する相談 24 件
（平成 30 年度 102 件、うち差別に関する相談 33 件）

2 紛争解決体制の整備

（1）「富山県障害のある人の相談に関する調整委員会」の設置 **条例第 14 条**

- ・H27. 11. 5 設置 会長：鷹西 恒（富山福祉短期大学教授） 委員 15 名
- ・紛争解決のための助言・あっせん、差別解消施策に関する重要事項の調査審議等
開催日：令和元年 5 月 30 日（木）

（2）「富山県障害者差別解消協議会」の設置 **条例第 24 条（差別解消法第 17 条）**

- ・H28. 6. 1 設置 会長：鷹西 恒（富山福祉短期大学教授）
- ・委員（富山県障害者施策推進協議会の委員をもって充てる）20 名
- ・差別解消の推進に向けた情報共有や取組みの協議等を実施
富山県障害者施策推進協議会に合わせ、2 回開催

3 富山県障害者差別解消ガイドラインの策定 **条例第 8 条**

- ・H28. 3 月策定（国の基本方針や事業者向け対応指針を踏まえて策定）
- ・相談や紛争解決時の判断基準となるもの

4 富山県職員対応要領等の策定 **条例第 10 条（差別解消法第 10 条）**

- ・H28. 3 月策定（国等職員対応要領を踏まえて策定）
- ・策定機関等：知事部局（議会事務局、各種委員会を含む）、教育委員会、県警察
- ・対応要領等に基づく職員研修の開催

5 小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員の配置（教育委員会） 条例第 23 条

合理的配慮の提供に関する指導助言、合理的配慮の要望に関する教育相談、子どもに関わる関係者(医療・福祉等)の連絡調整等を行う小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員を配置

6 普及啓発 条例第 22 条（差別解消法第 15 条）

(1) 専用ウェブサイト（スマイリータウンとやま）の運営（平成 27 年 7 月開設）

(2) とやまふれあい共生フォーラムの開催

共生社会の実現等について、参加者とともに考え、障害への理解の促進を図るもの

- ・開催日：令和元年 11 月 30 日（土）
 - ・会 場：ファボーレ 太陽の広場、ファボーレホール
 - ・内 容：（参加者数 約 1,500 人（延））
 - ・落語家の林家こん平氏と娘の笠井咲氏による特別講演
 - ・小杉爆笑劇団による寸劇
 - ・手話によるステージ発表、ハンドベル演奏
 - ・障害者アート作品の展示
 - ・障害者スポーツ体験（卓球バレー）
 - ・手話体験、点字体験
 - ・障害者就労支援施設が生産した農産物や製品の販売（マルシェ） 他
- （平成 30 年度：平成 30 年 11 月 18 日（日）、イオンモール高岡において開催）

(3) 差別の基本的考え方や条例等の周知

- ・条例パンフレット、チラシの活用（令和元年度：チラシ 5,000 部増刷）
- ・条例等に関する研修会等への講師派遣
令和元年度実績 計 8 回、受講者数 585 人（延）
（平成 30 年度：計 19 回、1,571 人）
- ・障害者理解のためのブックレットの配布（令和元年度：3,000 部増刷）
障害者理解に関する研修会等で活用するため、障害特性を踏まえた合理的配慮の提供等について分かりやすく解説したもの
- ・中学生向けブックレットの作成
10 年後に社会人となって県政を担う年代である中学 2 年生を対象に、条例やヘルプマークについて分かりやすく解説した読み本を作成するもの
富山福祉短期大学（鷹西ゼミ）との協働事業としてブックレットを作成し、令和 2 年度に完成予定。

7 ヘルプマークの導入・普及

- ・平成 30 年 7 月から導入・配付開始（令和元年度：2,000 個追加作成）
令和元年度配付数 1,157 個（平成 30 年度：2,017 個）
- ・主な配付場所：県庁障害福祉課、各市町村障害福祉担当課、県厚生センター及び
富山市保健所
- ・ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることがわかりづらい人が着用することにより周囲に支援を必要としていることを知らせるマーク
（H24 東京都が作成し、H29.7 案内用図記号を規定する国内規格（JIS）に追加）